

学校法人古沢学園 役員報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(報酬)

第2条 常勤の役員の報酬の額は、別表1のとおりとする。

2 非常勤の役員の報酬の額は、別表2のとおりとする。

但し、非常勤監事の報酬額については、A・Bのいずれかとし、理事会の議を経て決定する。

第3章 旅 費

(旅費の支給)

第3条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

旅費の区分		旅 費 額		
鉄 道 賃		旅客運賃	グリーン料金	特別急行料金
船 賃		特 等 料 金		
航 空 賃		実 費		
車 賃		実 費		
日 当	A	4, 000 円		
	B	2, 000 円		
	C	5, 000 円		
宿 泊 料		15, 000 円		

備考 日当の欄のAは、宿泊を伴う出張の場合、Bは、宿泊を伴わない片道200キロメートル未満の出張の場合、Cは、片道200キロメートル以上の地域へ出張で、宿泊を伴わない場合とする。

(出張雑費)

第5条 出張の性質により、この規則による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第6条 交通費は、非常勤の役員（専任職員である者を除く。）が理事会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、1回につき10,000円とする。ただし、遠隔地は実費とする。

(旅費規則の準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等についての必要な事項は、教職員の旅費規程を準用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月10日一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月30日一部改正）

この規程は、平成30年6月30日から施行する。

別表第1（第2条関係）

常勤の役員の報酬額

理 事 長	月額 120万円
副 理 事 長	月額 110万円
理 事	月額 10万円

別表第2（第2条関係）

非常勤の役員の報酬額

理 事	年額 60万円（月額 5万円）
監 事 A	年額 60万円（月額 5万円）
監 事 B	年額 120万円（月額 10万円）